

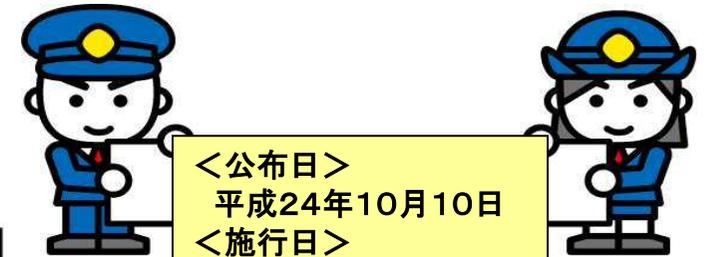
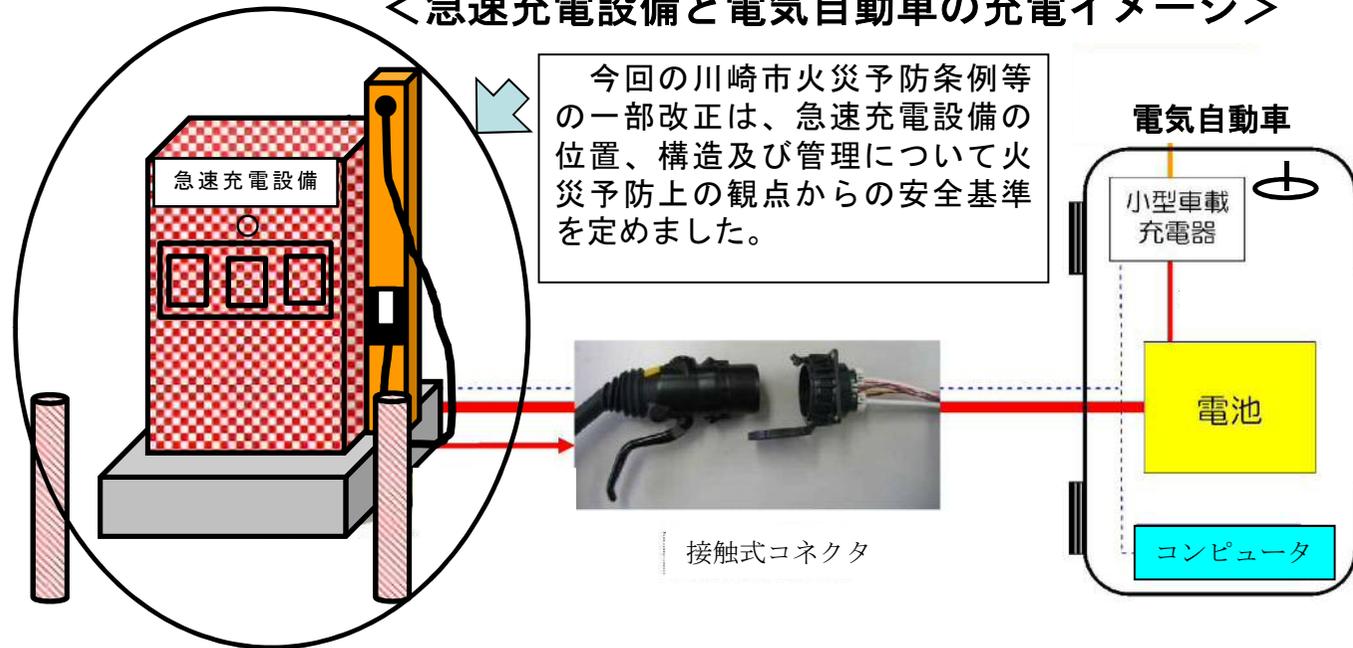
～ 「 急速充電設備の位置、構造及び管理 」 について ～

<改正の背景・目的>

近年、温室効果ガス排出抑制の取組みから、電気を動力源とする自動車等(以下「電気自動車等」という。)の普及が進められており、今後、電気自動車等のインフラ整備の一つとして、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備(以下「急速充電設備」という。)の設置が増加すると予想されます。急速充電設備は、電気自動車等の利用者の利便性等から、主に給油取扱所、商業施設等への設置が予定されています。

この度、急速充電設備が設置される際に火災予防上必要な安全対策を確保するための技術基準を策定するために、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)が一部改正されたことに伴い、「川崎市火災予防条例」(昭和48年条例第36号)、「川崎市火災予防規則」(昭和48年規則第69号)及び「必要な知識及び技能を有する者の指定について」(平成4年消防局告示第1号)を一部改正しました。

<急速充電設備と電気自動車の充電イメージ>



<公布日>
平成24年10月10日
<施行日>
平成24年12月1日
<主な改正概要>
次のページを御覧ください。

<参考>
コネクタと接触部



急速充電設備をガソリンスタンド(給油取扱所)に設置する際には、
川崎市消防局予防部危険物課：電話番号044-223-2738まで御連絡下さい。
その他、疑義がございましたら、
お気軽に川崎市消防局予防部予防課：電話番号044-223-2708まで御連絡下さい。

